

## 令和5年度未来を彩る花の郷づくり事業に係る事前相談申込要項

### 1 未来を彩る花の郷づくり事業について

県では、県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、景観資産となる樹木（原則として、和歌山県郷土樹種使用指針（平成24年5月制定）に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木、紅葉する木等をいう。以下同じ。）の植栽、育成等に係る事業を行う市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）に対し補助金を交付します。

補助金は、公募を行い事業計画を評価の上、知事が選定した団体等に交付します。

### 2 事前相談について

未来を彩る花の郷づくり事業への応募を検討する団体等は、公募期間前に、事業計画書等を県に提出し、事前相談を受けることができます。

事前相談の申込みがあった場合、県は必要に応じ、事業実施予定地の現地確認を行い、本補助金との整合性や計画の内容、樹木の育成等について助言を行います。

### 3 事前相談を受けることができる団体等

補助金の交付の対象は、市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体で、補助事業完了後においても責任を持って継続的に樹木の育成管理を行うことができ、次の要件のすべてに該当する団体。

ア 運営が適正に行われており、経理や運営内容を報告できる団体。

イ 構成員が5人以上であること。

ウ 当該補助事業完了後も管理責任者を明確にし、責任をもって継続的に樹木（原則として和歌山県郷土樹種使用指針に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木、紅葉する木等をいう。以下同じ。）の育成・管理及び周辺環境の清掃等を行えること。

エ 実施事業の公表に異議がないこと。

オ 政治団体又は宗教団体でないこと。

カ 暴力団及びその関係者でないこと。

### 4 事前相談の申込みについて

事前相談を希望する団体等は、令和5年4月7日（金）から令和5年5月8日（月）までの間に、事業実施予定地を所管する振興局地域課に下記書類を2部提出してください。

（1）未来を彩る花の郷づくり事業事前相談申込書【別紙1】

（2）事業計画書【第1号様式】

（3）収支予算書【第2号様式】

（4）団体等概要書【第3号様式】

（5）植栽に係る計画書【第5号様式】（植樹事業に応募を検討する場合）

（6）環境整備に係る計画書【第6号様式】（環境整備事業に応募を検討する場合）

（7）交流推進に係る計画書【第7号様式】（交流推進事業に応募を検討する場合）

（8）事業実施予定地及びその付近の状況を示す写真

（9）事業実施予定地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類【参考様式1】

※様式は和歌山県庁地域政策課ホームページから入手してください。

## 5 事業実施予定地について

補助金の交付を受けるに当たり、事業実施予定地が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第2条第1項に定める農地である場合は、事業実施までに同法第4条又は第5条に基づく手続きが必要となります。また、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の法令等の規制に係るものである場合にも、事業実施までに手続きが必要となります。

## 6 その他

（1）事前相談を受けても、令和5年度事業の採択が保証されるものではありません。

また、事前相談において県が行った助言を基に修正、策定した計画で応募を行った場合も、同様です。

（2）現地確認の時期は追って通知します。